

報告第6号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和5年6月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第3号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和5年5月18日専決

多可町長 吉田 一 四

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	令和5年3月28日
事故発生場所	多可町加美区西山18番地先
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 306,273円 也
事故の概要	車両が通行した際に横断溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、車両下部に巻き込まれて損傷した。  (過失割合：町10割：相手方0割)